
令和元年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 10 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

令和元年10月28日 午後 1 時30分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	15番 赤木 貴尚 1 番 山川 忠久
日程第 2	審議期間の決定	1 日間 決定
日程第 3	議案第27号 令和元年度壱岐市一般会計補正予算 (第 5 号)	財政課長説明、質疑なし、 討論なし、委員会付託省略、 可決
日程第 4	議案第28号 壱岐葬斎場建設工事 (建築主体) 請負契約 の変更について	保健環境部長説明、質疑なし、 討論なし、委員会付託省略、 可決
日程第 5	議案第29号 壱岐市役所庁舎耐震改修工事 (芦辺庁舎) 【建築工事】 請負契約の変更について	建設部長説明、質疑なし、 討論なし、委員会付託省略、 可決
日程第 6	議案第30号 消防ポンプ自動車 (CD-I 型) 購入契約 の変更について	消防長説明、質疑あり、 討論なし、委員会付託省略、 可決
日程第 7	議員派遣の件	原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第 1 号に同じ)

出席議員 (14名)

1 番 山川 忠久君	2 番 山内 豊君
3 番 植村 圭司君	4 番 清水 修君
6 番 久保田恒憲君	7 番 音嶋 正吾君
9 番 小金丸益明君	10番 町田 正一君
11番 鵜瀬 和博君	12番 中田 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 赤木 貴尚君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員 (1名)

5 番 土谷 勇二君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	高下 正和君	建設部長	永田秀次郎君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	堀江 敬治君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	松本 俊幸君

午後1時30分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、こんにちは。

このたびの台風19号によりまして甚大な被害が発生し、いまなお、多くの方々が被災地で厳しい環境に置かれています。

お亡くなりになられました方々に対しまして謹んでおくやみを申し上げますとともに、被災された方々に衷心より御見舞いを申し上げます。

このたびの震災により亡くなりました方々の御冥福と一日も早い復興を心よりお祈りし、ただいまより黙祷をささげたいと思います。皆様方の御協力をお願いします。

それでは、皆さん御起立をお願いします。

○事務局長（米村 和久君） それでは、ただいまより黙祷を行います。黙祷。

[黙祷]

○事務局長（米村 和久君） 黙祷を終わります。

御協力ありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） 会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。

沓岐新報社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承いたします。

土谷議員から欠席の届出がっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和元年壱岐市議会定例会10月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番、赤木貴尚議員、1番、山川忠久議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。10月会議の審議期間は、本日1日としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、10月会議の審議期間は、本日の1日と決定いたしました。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和元年壱岐市議会定例会10月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

先週末19日に開催した第4回神々の島壱岐ウルトラマラソン2019につきましては、多くの皆様の御協力をいただき、盛会に終了することができました。各関係機関、ボランティアスタッフを初め、大会運営に御協力いただいた全ての皆様、そして、沿道で応援等いただいた市民の皆様がこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

第4回目となった本年の大会には、北は北海道から南は沖縄県まで38都道府県から695名のエントリーをいただきました。当日は100キロの部に414名、50キロメートルの部に206名、合計620名のランナーが出走されました。

心配しておりました天候もスタート当日、深夜には雨が上がり、ランナーにとって絶好のコンディションの中、本大会を開催することができました。過去3回の反省点や課題等を検証し、よりよい大会を目指して実施した今回のウルトラマラソンは官民連携によるおもてなしの充実、島外からの誘客に伴う経済効果等まちづくりに寄与するイベントとして大きな成果を上げたものと捉えております。

今後もボランティアスタッフの皆様、スポンサーの皆様や関係機関の皆様、そして、市民の皆様のご協力をいただきながら、壱岐ウルトラマラソンを本市を代表するまちづくりイベントとしてよりよい大会に成長させるべく努力してまいります。

次に、先般の市議会9月会議において、全会一致で可決いただき、9月25日に日本の自治体では初めてとなる気候非常事態宣言を行ったところであります。

現在、この宣言を行う国や自治体は欧米を中心に急速に拡大しており、世界20カ国、1,000を超える自治体が宣言しておりますが、9月23日に開催された国連気候行動サミットにおいて、スウェーデンの環境活動家である16歳のグレタさんの演説が広く報道されたこともあり、壱岐市の宣言後には数多くのマスコミや自治体からの問い合わせが相次いでおります。

10月4日には神奈川県鎌倉市が国内2例目となる宣言を議員発議で可決され、そのほか福岡県や兵庫県自治体からも宣言を検討している旨の連絡をいただいております。本市の宣言が日本の自治体初ということで注目を集めており、今後はこの宣言を実行することが求められ、その成果が問われることとなります。

宣言の内容に係るこれらの活動は行政だけではなく、社会全体で取り組んでいくことが大変重要となりますので、御理解いただき、議員各位並びに市民の皆様のご協力を賜りますようお願いをいたします。

また、大変心配をおかけしております芦辺中学校の件でございますが、10月23日に県の検査及び10月28日に市の竣工検査が終了いたしました。

ピアノ等の大きい備品は事前に請負業者の協力を得て運搬作業は終了しておりますが、生徒の机、椅子等を生徒を初め学校関係者及び教育委員会の職員で移転することとしておまして、11月1日、新校舎での授業開始に向け、10月31日に全ての移転を完了することといたしております。

さて、本日は一般会計補正予算案件1件、変更契約に係る契約案件3件を提出をいたしております。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、開会に際しての挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3. 議案第27号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、議案第27号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出しております議案につきましては、担当部長及び課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第27号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億5,600万円とします。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

第2表地方債補正、1変更で、災害復旧事業債は限度額790万円を7,550万円に公共土木施設等災害復旧事業につきまして6,760万円を増額しております。

それでは、事項別明細書により、内容について御説明いたします。

まず、歳入につきまして、8から9ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税で今回不足する一般財源につきまして、特別交付税で662万8,000円を増額いたしております。

次に、14款1項2目災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費で道路及び河川12カ所の災害復旧事業費5,800万円に対し、補助率80%の4,640万円を計上しております。

21款市債につきましては、4ページの第2表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出につきましては、別紙資料の令和元年度10月補正予算案概要により、主な内容について説明をいたします。

2から3ページをお開き願います。

2款1項13目国境離島振興費特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業は、雇用拡充事業に係る当該事業者向けの説明会の開催経費として60万円を計上しております。

次に、9款2項1目小学校管理費は、8月末の豪雨により瀬戸小学校体育館が雨漏り、浸水し床の改修が必要となったため、改修工事の設計業務委託料100万円を計上しております。

同じく10款2項1目公共土木施設災害復旧事業費は、道路、河川等全30カ所の災害復旧事

業に係る土砂撤去、倒木除去等経費及び工事費を含めまして、合計で1億1,940万円を計上しております。

以上で、議案第27号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから議案第27号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 賛成多数です。よって、議案第27号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）は可決されました。

日程第4. 議案第28号～日程第6. 議案第30号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、議案第28号壱岐葬斎場建設工事（建築主体）請負契約の変更についてから日程第6、議案第30号消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の変更についてまで、3件を一括議題とします。

提出議案の説明を求めます。保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第28号壱岐葬斎場建設工事（建築主体）請負契約の変更について御説明をいたします。

壱岐葬斎場建設工事（建築主体）請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条

第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

- 1、契約の目的、壱岐葬斎場建設工事（建築主体）。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、変更後契約金額、4億6,948万7,700円、現契約額が4億4,064万円。
- 4、契約の相手方、壱岐市郷ノ浦町坪触2583番地、有限会社割石工務店、代表取締役割石賢明。

提案理由、歩廊工事及び排水工事の追加並びに消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、所要の変更契約を行うものであります。

次のページをお開きをお願いします。

工事平面図でございます。赤く表示をしておりますのが、追加いたします建物周囲の排水側溝及び玄関前の歩廊でございます。

排水計画につきましては、透水性の舗装を予定しておりましたが、より確実に排水させるため、自由勾配側溝に変更いたします。

また、駐車場からの歩廊につきましては次年度整備予定といたしておりましたが、玄関前の部分について本年度施工することといたしました。

工事費の増額に合わせまして、工事期間を2月28日までの49日間延長をする予定といたしております。

次のページには歩廊屋根の立面図を添付をいたしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、議案第28号の説明を終わります。御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第29号壱岐市役所庁舎耐震改修工事（芦辺庁舎）【建築工事】請負契約の変更について御説明いたします。

壱岐市役所庁舎耐震改修工事（芦辺庁舎）【建築工事】請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

- 1、契約の目的、壱岐市役所庁舎耐震改修工事（芦辺庁舎）【建築工事】。
- 2、契約の方法、随意契約。当初は制限つき一般競争入札。
- 3、変更後契約金額、2億1,435万300円、現契約金額、2億1,413万4,840円でございますので、今回、21万5,460円の増額でございます。

4、契約の相手方、壱岐市勝本町本宮仲触199番地、株式会社倉元建設壱岐支店、支店長橋本裕樹。

提案理由でございますが、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、所要の変更契約を行うものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 議案第30号について御説明いたします。

消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の変更について。消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。本日の提出でございます。

- 1、契約の目的、消防ポンプ自動車（CD-I型）購入。
- 2、契約の方法、随意契約。当初は制限つき一般競争入札です。
- 3、変更後契約金額、3,718万円、現契約金額、3,650万4,000円。
- 4、契約の相手方、福岡市博多区東那珂1-18-6、株式会社ヤナセファイテック、代表取締役梁瀬義行。

提案理由でございますが、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、所要の変更契約を行うものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから議案第28号から議案第30号までの3件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 3件全てが消費税法の変更が、主な理由もあると思いますが、ちょっと最後の30号だけ消防ポンプ自動車の契約、これ計画当初の入札ですかね、当初の入札の日付と、契約の日付をちょっと教えていただきたいんですよね。それによって消費税率が8%であるか10%であるかは、変わると思うんですね。今、変更、これ見てもちょっとわかりませんので、一番最初の入札とその後の契約の日付をちょっと教えてください。

○議長（豊坂 敏文君） 消防長。

○消防長（下條 優治君） 濟いませぬ。手元に資料がございませんので、はっきりした日付はちょっと今存じておりませんが、7月に契約をして、7月の議会で承認を受けております。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 消費税は、契約時点でもう8%のとき契約しておるわけですから、その時の契約時の8%ちゅうことではないわけですか。それとも車ですから、納車の時点が10月過ぎればちゅうことになるわけですよ。ただ、せっかく早い時期に入札をして、7月に入札をして、もちろん特殊自動車ですから、期間はかかるとは十分承知はしておりますけれども、これだけ金額が高くなれば消費税も結構なものですので、その辺の流れがわかればお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 消防長。

○消防長（下條 優治君） 今申しましたとおり、契約が7月で終了しておりますが、納期を令和2年2月末日としております。納期がどうしても10月以降ということで、消費税の増税分がかかってくるということでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 契約は7月ち言うたですね、納期が今度の2月ちゅうことですね。

○議長（豊坂 敏文君） 消防長。

○消防長（下條 優治君） 済いません、訂正をいたします。6月28日に議会の御承認をいただいております。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 非常に10月途中で上がったものですから、非常にその辺が難しいとは思いますが、例えば、今までの工事分、車は納車でわかりはします。ところが、普通の一般の工事の分、例えば、早目に工事をしとって、工期が、もう契約が、例えば、6月なら6月に契約をしたと、工期が3月まであるわけですから、ほいでその途中で消費税が変わるわけですよ。その分については、例えば、9月末までの出来高計算をしてそれまでは8%ですよ、出来高の部分が10%ですよとするもんか、どの辺で8%、10%、特に工事なんか区切りはわからんですよ。その辺どういう計算でやってあるのか。悪い言い方すれば、消費税が上がるけん10月まで極端な言い方すれば、3カ月で仕事をすつとをしいわるなら、腹いっぱい、工事かからんで残しちよつたらいいという、悪い、こういう人はいないと思いますけど、考案的にはそうですね。消防自動車でもどうかしたら早目に、納車もできるんやけども、ちょっと理由をつけておくれかすという理由もあるものですから、その辺が非常にどういう計算をして、10月1日からの消費税の8%と10%の境目をどうやって計算しているのか、その辺だけちょっと教えていただきたい。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（松尾 勝則君） 消費税法の取り扱いにつきましては、平成31年9月30日まで、

済いません、令和元年9月30日までに契約締結を行う案件につきましては新消費税率10%が適用されまして、その契約であっても現行の、4月からの消費税率8%で契約締結するものにつきましては、10月1日以降に契約変更をするという取り扱いをしております。

入札の広告につきましては、10月以前に広告をしますが、そのときは8%で入札公告を行っております。契約の締結時には10月以降10%の契約変更の手続を行うよう進めております。

経過措置が伴う分につきましては、3月末までに契約を行った分につきましては経過措置の適用がございしますが、4月1日以降に契約等の締結をしたものにつきましては、今申しましたように、10月以降に契約変更を行うように手続を行っております。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） いや、10月以降に契約変更するのはもう十分わかるとですよ。ただ4月以降やったですね。5月に工事取りかかって3月までかかったら、どこでどう締めくくるとかということをお願いして聞いとるんですよ。工事途中の分についてはどうなるのかということ。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（松尾 勝則君） 工期が10月以降になる分につきましては、当然、10%で変更を行いますけれども、今言われましたように、要するに、9月末までに終わる分、（発言する者あり）額面につきましては、変更増になった分だけが10%になります。（発言する者あり）

○議長（豊坂 敏文君） 休憩とります。

午後1時58分休憩

午後2時03分再開

○議長（豊坂 敏文君） 再開いたします。

財政課長。

○財政課長（松尾 勝則君） 大変申しわけございません。質問の意図をよく把握しておりません。消費税の改正につきましては、もう額面が変わらなければ、4月1日以降に契約をした分につきましては、10月以降になれば、もう自動的に2%そのまま上がるようになります。額面が変わらなければ。自動的に2%上がるようになります。10月以降に完成する場合はですね。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長、10月以降に納品、例えば、10月以降に納品する分についてはもう10%になるちゅうことははっきり言わな。

○財政課長（松尾 勝則君） そういうことです。はい。10月以降に納品等がされる場合は10%の適用がされるということです。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） それはもう税法か何かで定められておるわけですか。もう4月に発注しても、4月の8%に発注しても、工期が10月を越すものであればもう10%にしないとなつとるわけですか。民間の工事会社なんか僕もちょっと最近ちょっと仕事頼んだんですけども、10月のんでも8%の、まあ民間と公共の違いでしょうけれども、民間の業者に頼むことですから、もう当時8%でいいよともちろん言われるわけですからそのままやつとるわけですがけれども、何か非常に腑に落ちんとですね。極端な言い方するなら、4月契約しますよね。例えば、ちょっと小さい工事でも一応10月20日とかが大体工期切られますけれども、そういうふうに早目に終わっていてもいいわけですか、極端な言い方するなら。10月前に終わつても竣工検査をして金払うとき、竣工検査のときが10月1日を超せばもう2%丸々もうけですよね。という考えでいいわけですか。車についても納車が丸々、納車がもう10月以降になれば、2%、ごめんなさい、10%になるという考えなんですか。それは新しい税法で決定しておるちゅうことですね。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（松尾 勝則君） 引き渡しの日が10月1日を超えていれば10%の適用がされます。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 災害と工事は引き渡すちゅうかも竣工検査ですよ。引き渡したら竣工検査でしょうから、工事は。違うとですか。竣工検査、極端なこと言うたら9月30日にできあがっても10月4日に竣工検査すればできるわけがない。契約がもう工期がのんでおけば。何か腑に落ちんとですけども、そう決まるとんならどうもされんと思いますので、わかりました。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに御意見ありませんか。音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） 議案第28号についてお尋ねをいたします。

今回増額に伴って、工期を40日延期して2月28日にするということでありました。そうしますと、今、中田議員が言われました理論でいいますと、これも10月以降になりますから、税率は2%アップしたもので契約変更したということですね。はいはい、わかりました。そして、これは2月28日竣工予定であります、予定と申しますね。一応28日。そうしますと、供用開始はどういうふうになりますか。現施設を解体して供用開始をするのかどちらか、その方向性だけを明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（高下 正和君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

供用開始につきましては、当初から令和2年の4月1日と予定をいたしておりました。（「横の施設の解体をする（……）」と呼ぶ者あり）供用開始につきましては、まだその時点でまだ旧

の施設は残っておりますので、新しい施設が供用開始をしてから、令和2年度に解体をする予定といたしております。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号から議案第30号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第30号までの3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号から議案第30号までの3件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 賛成多数です。よって、議案第28号壱岐葬斎場建設工事（建築主体）請負契約の変更についてから、議案第30号消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の変更についてまでの3件は、原案のとおり全て可決されました。

日程第7. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第7、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットに配信のとおり決定いたしました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。

10月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和元年壱岐市議会定例会10月会議を終了いたします。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時10分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 赤木 貴尚

署名議員 山川 忠久